

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 池田 朋子

【所属】(助成決定時)

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻(国際関係論分野)

【研究題目】

イランにおけるイギリス「非公式帝国」の後退(1948-54年)—政府・石油企業・英米関係—

【研究の目的】

本研究の目的は、第二次世界大戦後初期のイランにおける反植民地主義ナショナリズムに対する様々な主体の反応と、そこに生じた相互作用を分析し、それらがイギリス「非公式帝国」に与えた影響について検討することである。具体的には、イギリス資本のアングロ・イラニアン石油会社(以下、AIOC)の国有化をめぐる紛争を取り上げる。第二次世界大戦後のイギリス帝国に関する近年の研究は、国際関係の枠組みにおいてイギリス帝国を捉え直す重要性を指摘している。本研究はそれを踏まえたうえで、さらに政府だけではなく企業を独立した主体として設定することにより、分析の精緻化を図る。そして、領土併合を伴わない帝国支配である「非公式帝国」の実態、およびその後退プロセスを立体的に描き出すことを目指すものである。

【研究の内容・方法】

本研究が分析対象とするイラン石油産業国有化紛争は、AIOC とイラン政府の間の利権料をめぐる対立に端を発し、「政治・経済的主権の確立」を掲げたイラン政府による国有化宣言(1951年)を経て拡大した国際紛争である。

助成を受けた時点で、国有化宣言から53年夏にイランのナショナリスト政権が排除されるまでの時期については既に研究を進めていたため、53年夏以降、54年秋に英米主導の石油コンソーシアムが成立するまでの時期を中心に分析を進めることにした。コンソーシアムにおける各企業の持分比率は単に企業間の競争力を反映するだけではなく、米国やイランに対するイギリスの相対的な地位を象徴するものであったと考えられる。最終的な持分比率の決定には、どのような要因が作用したのか。米国政府・企業やイラン政府のイギリス「非公式帝国」に対する認識・方針などを併せて考察し、この点を明らかにするよう努めた。

同時に、紛争以前の時期に遡り、AIOC による植民地的社会の形成・運営についても検討した。国有化前後で何が変わったのかという点を明らかにするためには、従来の研究にみられるように AIOC の帝国性を所与とするのではなく、同社による現地社会への関与の実態を明らかにする必要があると考えたためである。

研究の方法としては、一次資料に基づく実証分析の手法を採った。まず、イギリスにおいて史料調査を行い、外務省、燃料動力省等の政府文書とともに、AIOC の企業内文書を検討した。また、米国に関しては、以前行った調査で得た文書の複写を読み進めるとともに、公刊されている国務省文書や委員会報告書を検討した。史料分析に際しては、上述の研究目的に鑑み、(1)AIOC とイギリス政府の関係、(2)帝国支配側とコラボレーター(現地協力者)との関係、(3)官民両レベルにおける英米関係に特に留意した。

【結論・考察】

国有化以前、AIOC がイラン南西部において行っていた植民地的社会の運営は、同社の石油利権協定とともに、イギリスによる非公式支配を構成する重要な要素であった。一方で、AIOC は、国有化前の段階で既に社外に強力なコラボレーターを得られずにいた。国有化紛争を経てナショナリスト政権を排除した後、イギリス政府は AIOC の単独復帰に固執することはなかったが、そこには米国による働きかけに加え、このコラボレーター不在という事情が関わっていたとみられる。一方、単独復帰を果たせないことが判明すると、AIOC は同社にとって負担となっていた植民地的社会の運営を自発的に放棄した。その結果、イギリスは米国とともに石油産業運営に対する実質的支配権を確保はしたものの、イランにおける地位、とりわけ現地社会に対する影響力を大きく後退させた。

現在までに行った考察、得られた結論は以上の通りである。今後は、調査で入手した史料をさらに読み込むことにより、議論を補強していくことを課題としたい。